

## お知らせ

当院では、地域におけるかかりつけ医機能として、健康診断の結果等の健康管理に係る相談、保健・福祉サービスに関する相談、夜間・休日の問い合わせへの対応及び必要に応じた専門医又は専門医療機関への紹介を行っております（かかりつけ医機能を有する医療機関については、医療機能情報提供制度を利用して検索することができます）。

また、患者が受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、診療録に記載を行います。なお、必要に応じ、医師の指示のもと看護職員等が情報の把握を行うことも可能です。そして、必要に応じ、専門医師又は専門医療機関への紹介を行うことができます。

2022年4月1日より

悠翔会在宅クリニック新橋

院長